

# 令和4年度兵庫県認知症介護指導者養成研修事業実施要項

## 1 目的

認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになること。

## 2 認知症介護指導者の役割

- (1) 認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当すること。
- (2) 介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について指導すること。
- (3) 自治体等における認知症施策の推進に寄与すること。
- (4) 認知症介護指導者の所属する事業所の長及び法人代表者は（1）～（3）に掲げる認知症介護指導者の活動を支援すること。

## 3 実施主体等

本要項に基づく研修は、認知症介護研究・研修大府センター（以下「センター」という。）が実施主体として行う。県は受講希望者を募集し、本要項に定める基準に基づき審査を行った上で、センターへ推薦及び申込みを行うものとする。

## 4 研修対象者

研修対象者は、次の（1）～（7）の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として県又は現に勤務している介護保険施設・事業所等の長が適当と認め推薦する者に対し、センターが実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とする。

なお、本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施するため、研修受講に際しては、自施設・事業所等にWEB研修の受講環境を整えることを前提とする。

- (1) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- (2) 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
  - ① 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む）
  - ② 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
  - ③ 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- (3) 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営

について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。)に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。)に規定する実践者研修を修了した者を含む。)及び認知症介護実践リーダー研修(平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。)を修了した者(厚生省老人保健福祉局計画課長通知)

- (4) 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- (5) 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- (6) 研修の全日程を受講できる者
- (7) 研修修了後に本要項2(1)～(4)を適切に担える者

## 5 兵庫県推薦について

県では、本要項4の要件を満たす他、次の要件を満たす者を受講者として県推薦者として推薦し、研修受講料、宿泊費及び交通費を県の予算の範囲内で補助する。

なお、県推薦者に選定されなかった者が、現に勤務している介護保険事業所の長の推薦により同研修の受講を申込みことは妨げない。

### (1) 推薦条件

認知症介護に係る県施策に必ず協力できる者

### (2) 県推薦人数

5名(5名以上の推薦があった場合は、県にて選考を実施する。)

## 6 研修日程及び研修場所

センターにおける前期・後期研修では、土日以外は研修プログラムが実施され、職場における研修期間中は、オンラインを活用した講義・演習30時間と前期研修中に作成する企画書に基づき、各自の職場で職場研修を行う。

なお、受講申込状況に応じて開催回数を増減する場合や、新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、研修中止又は開催方法を変更する場合がある。

### (1) 第1回目

#### ① センターにおける前期研修

令和4年5月30日(月)～令和4年6月10日(金)

#### ② 職場における研修(オンラインによる同時双方向の研修を含む)

令和4年6月13日(月)～令和4年7月22日(金)

#### ③ センターにおける後期研修

令和4年7月25日(月)～令和4年7月29日(金)

### (2) 第2回目

#### ① センターにおける前期研修

令和4年8月29日(月)～令和4年9月9日(金)

#### ② 職場における研修(オンラインによる同時双方向の研修を含む)

令和4年9月12日（月）～令和4年10月21日（金）

③ センターにおける後期研修

令和4年10月24日（月）～令和4年10月28日（金）

(3) 第3回目

① センターにおける前期研修

令和4年11月28日（月）～令和4年12月9日（金）

② 職場における研修（オンラインによる同時双方向の研修を含む）

令和4年12月12日（月）～令和5年1月27日（金）

③ センターにおける後期研修

令和5年1月30日（月）～令和5年2月3日（金）

7 県への提出書類

(1) 事業所推薦の場合

① 受講申込書（センターの定める「別紙様式1」）

② 認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（センターの定める「別紙様式2」）

③ 認知症介護実践リーダー研修又は認知症（痴呆）介護実務者専門課程修了証の写し

④ 受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（センターの定める「別紙様式3」）

(2) 県推薦を希望する場合

前項①及び③～⑤の他、次の書類を提出すること。

ただし、県推薦者に選定されなかった場合に、事業所推薦者として申込みを希望する者は、前項②に定める書類も併せて提出すること。

なお、本項①については、本要項9（2）により県推薦候補者を推薦する者が作成し、添付することとする。

① 県推薦候補者推薦書（別紙1）

② 誓約書（別紙2）

③ 承諾書（別紙3）

④ 確認書（別紙4）

⑤ その他資料（様式等は任意とし、認知症介護に関する講師歴がある場合、その講義等で使用した資料等内容がわかるもの。）

8 県への申込期限

(1) 第1回

令和4年3月31日（木）必着

(2) 第2・3回

令和4年5月31日（火）必着

9 受講の手続等

(1) 事業所推薦での受講について

次の①及び②により必要書類を提出後、必要に応じて県で面談を実施し、県からセン

ターに申込みを行う。

① 地域密着型サービス関連事業所の長の推薦者の場合

所管の市町担当課に必要書類を郵送又は持参し、市町担当課が取りまとめの上、県に郵送又は持参する。

② ①を除く介護保険事業所の長の推薦者の場合

県に必要書類を郵送又は持参する。

(2) 県推薦での受講を希望する場合について

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団又は認知症介護実践リーダー研修を実施する兵庫県認知症介護研修指定事業者が、必要書類を取りまとめの上、県に本要項7(2)に定める必要書類を郵送又は持参する。

なお、県推薦希望者が定員を上回った場合は、県にて推薦順位を決定し、その順位に基づいてセンターに申込みを行う。

10 推薦順位の決定

前条(2)の推薦順位は、本要項7(2)の書類を審査し、必要に応じて面接を実施する等、本要項4の基準により公正に決定する。

なお、面接を実施する場合、日時等の詳細は、申込受付終了後に推薦希望者に通知する。

11 受講の決定

センターが提出された書類を考査し、受講者を決定する。

なお、受講選抜考査の結果、基準を満たした者が受講定員を超えた場合は、センターが実施する抽選により受講者を決定する。

12 研修受講に要する費用

(1) 研修に要する費用は「令和4年度認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」に定める。

(2) 県推薦者においては、県の規定に基づき、次の費用を県が負担する。

① 研修受講料(230,000円)

② 宿泊費

③ 交通費

13 その他

本要項に定めるものの他、必要な内容は「令和4年度認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」等、別に定める。